

令和6年度 第1回釧路市文化財保護審議会 議事要旨

■開催日時及び場所■

2025年（令和7年）1月28日（火） 10時00分～11時40分
釧路市生涯学習センターまなぼつと幣舞 特別会議室 801

■主な議題■

1. 報告事項

- （1）文化財の現状変更等の状況について（博物館）
- （2）国の登録有形文化財への登録について（本行寺）（博物館）
- （3）令和6年度天然記念物保護研究事業（春採湖ヒブナ生息実態調査）（博物館）
- （4）令和6年度天然記念物保護研究事業（キタサンショウウオ産卵調査結果概要のまとめ 他）（博物館）
- （5）タンチョウの生育状況及びタンチョウを取り巻く状況について（動物園）
- （6）マリモ生育地の状況と調査研究・普及啓発の取り組みについて（阿寒生涯学習課）

2. その他

- （1）アイヌの人々の遺骨及び副葬品について（博物館）

■結果■

報告事項（1）、（3）～（6）について質疑あり

■発言要旨■

報告事項（1）文化財の現状変更等の状況について（博物館）

博物館より、令和5年度実績、令和6年度速報値の現状変更等許可申請の受付件数、文化財に関する照会件数を報告した。

委員：資料にあるキタサンショウウオの「捕獲調査」は具体的にどのような調査をしているのか。

事務局：トラップでの捕獲や卵のうの移設などといった調査である。

委員：移設のための捕獲という形なのか。

事務局：移設といっても、遠距離移動ではなく、卵のう調査などの際、（個体保護のための措置として）わずかに移動させる可能性があることから、あらかじめ許可の対象としている。多数の卵のうを移動させるものではない。

委員：工事をするために移設をしたわけではなく、工事の際の調査時に少しずつといった形か。

事務局：そうである。

委員：消失するようなものではないことは理解した。

報告事項（２）国の登録有形文化財への登録について（本行寺）（博物館）

博物館より、令和６年１１月２２日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、「本行寺本堂」および「本行寺旧納骨堂」を含む、全国で計１２９件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に対して答申され、今後は国が文化財登録原簿への登録について官報にて告示し、これをもって正式に登録となることを報告した。合わせて登録後の主なメリットや、登録後に文化庁から届く登録証の伝達式を予定していることを報告した。

質疑等なし

報告事項（３）令和６年度天然記念物保護研究事業（春採湖ヒブナ生息実態調査）（博物館）

博物館より、令和６年６月に行ったヒブナ産卵親魚目視カウント調査とヒブナ・フナ産卵調査の結果、ヒブナ産卵親魚１尾と、２地点で水草への産卵を確認したことや、近年減少していたヒブナ・フナの産卵巣であるリュウノヒゲモを８年連続して確認することができたこと、同じく産卵巣のマツモも令和５年度に引き続き分布面積が拡大している傾向を確認したことを報告した。

委員：現状の個体数の増減はどうなっているのか。

事務局：正確な個体数を把握するのは難しく、過去には地引網調査をしてヒブナやフナを大規模に捕獲していた時期もあったが、その調査自体が湖底の泥を大量に掬ったり水草を傷めたり、（環境に）良くない面があり、また、網を引く人の技量に左右される印象もあったため、目視調査や捕獲調査を行うようになった。その後、産卵期に湖岸に寄って来る魚を捕獲してしまうと産卵行動などにマイナスの影響があることから、現在は目視カウント調査に切り替えている。ヒブナにダメージを与えることがない有効な調査方法を見出せていない状況ではあるが、指摘のあったヒブナの増減に関しては非常に重要なテーマだと思っているため、方法については引き続き検討していきたい。

報告事項（４）令和６年度天然記念物保護研究事業（キタサンショウウオ産卵調査結果概要のまとめ 他）（博物館）

博物館より、令和６年度の調査結果として、３地区において、これまで生息状況が不明な地点で新たに卵のうを確認したことを報告した。

また、令和５年度の生息適地周辺における照会件数の推移は、令和２年度と比較して件数では２０倍、生息適地のべ面積では５００倍に及んだことを

報告した。さらに、「釧路市天然記念物キタサンショウウオの生息の可能性
がある土地での工事等にかかる調整手順と許可の流れ」の改訂について、
昨年度の審議会における委員からの意見を踏まえた改訂の方向性の案につ
いて報告した。

委 員：改訂の方向性について、市環境保全課で予定されている太陽光
条例との整合性は取れているのか。

事 務 局：整合性は取れていると認識している。

委 員：条例が、文化財保護法を開発を規制する根拠に使うという話に
なっているため、こちらをしっかりとするのが大前提となると思
う。その中で事業者が調査をするという部分に信頼性への疑念
が残る。事前に市でキタサンショウウオの生息分布をしっかりと
押さえておくことが重要だと思う。今、博物館が実施している
生息分布調査をもう少し丁寧に、より広範囲にやっていくこと
をぜひとも検討してもらいたい。

事 務 局：市として生息状況をしっかりと把握することが重要であるとい
うご指摘は全くその通りだと思う。しかしながら、（生息域が）
非常に広範にわたることや、調査が産卵時期に限定される
ため短期間で実施しなければならないことが大きな課題とな
っているところもご理解いただけるかと思う。制約のある中で、
どのようなことが（生息状況を把握するための）調査に繋がる
か今後も研究していきたい。

委 員：キタサンショウウオは毎年産卵するわけではなく、今年見つ
からなかったからといってそこにいないかというところではない。
複数年の生息確認が必要というところは念頭において調査をし
てほしい。

委 員：市街化調整区域内で建物を建てないという元々の趣旨からす
れば、太陽光パネルも相当するのではないかと思ってしまう。文
言に入っていないから建ててもいい、という乱暴な感じがする。
ただ、土地を持て余して困っている人もいるという話も聞くの
で、そういった時に土地を買い上げるとか、上手い方法がない
のだろうかと思う。

委 員：事業者と教育委員会の協議について、協議してから「回避」、「逡
減」、「代償」となっているが、この協議の中がブラックボク
ス化されないか、きちんとした協議ができるのかどうか危惧
される。「逡減」や「代償」となった場合の根拠についてどうい
う議論をしたのか残すべきであるし、そこで知見のある第三者
にチェックしてもらった措置がないと、担当者が変わる度に違う
見解が出てきてしまう恐れがある。第三者のチェックと議論の
過程を残すことがまず必要であると思う。もう一点、この申請

の流れについて、この管内でいくとおそらく釧路市がトップランナーだと思うが、キタサンショウウオを守ることに关して言うなら、管内で連携できる措置があればよいと思う。

事務局：1つ目の質問の協議に关して、議論を残すべきという部分は承知している。第三者の知見に关する部分については、卵のう調査の時点から専門家や有識者に入ってもらなど、第三者目線も入った中で最終的な判断をしているということでご理解いただきたい。もう一つ、広域的な連携の取り組みをとという趣旨のご意見については、まずは情報共有というところが肝要かと思う。これまでも情報については常々公開しているが、最新の知見に基づいた改訂版も公開しながら進めていく形で考えており、そういった流れの中で面的な保護に繋がっていければと考える。

委員：釧路市から閉め出された事業者が周辺の（規制の）緩い場所でまた事を起こすということが心配。実際に遠くから逃れてきた事業者がこっちに来ているという話も聞いた。少なくとも道東のトップランナーである釧路市が周辺の市町村を巻き込んで文化財保護行政をつくっていくべきではないか。

委員：新しい生息域で卵のうが確認されたことは非常に喜ばしい良い成果だと思う。調査自体が大変なのは分かっているので、調査地域を広げていって把握に努めていくことは非常に大切。先ほど話があったように、繁殖時期に毎年産卵するわけではなく、猛禽類は、その年繁殖に失敗することもあるし、天候等で調査ができなかったということもあるので、基本的には二繁殖期のモニタリングが必要というのが調査指針としてあるので、大変であると思うが、そこも踏まえて調査の設計をしてもらえればと思う。事業者が行う調査の精度や実績がある調査会社に依頼した場合でも審査は慎重に扱うべきと感じる。こちらにも事業者からの相談は来るが、調査時間など、実際に調査をしているかチェックができない。事業者が勝手な形で進めている案件もあるというような報道を聞いてしまうと、調査指針というものを提示したほうが良いように感じる。

委員：毎年産卵するとは限らないという話があったが、植物だと開花調査がある時に1年目2年目で開花時期が異なった場合、大体3年で平均を取っている。産卵だと3年くらいで何か傾向が見えてくるといったことはあるのか。

委員：3年程度あれば何とかかなると思うが、卵のう数を見ると1か所で1つか2つと少ないところが多い。そうすると複数年は絶対に必要。3年あれば大体の傾向は出てくると思うが、違うところへ移動する可能性もあったり、また戻ってくることもあって、行動半径は1キロメートル以内にいるはずなので、1か所

の産卵場だけでその生息を評価していいかということとそうでもないことから、複数個所を見てその1キロメートル辺りには生息しているだろうと見ていく形を取らざるを得ないと思う。

委員：昨年、魚では環境DNAという検査方法があると聞いて、水気が少ないと難しいかもしれないと答えてもらった気がするが、その後調査方法の精度が上がったかどうか聞きたい。

委員：環境DNAの調査精度はかなり上がってきていると思う。ただ、調査の前に幼生や卵のうがあればおそらく反応できると思うが、通常、サンショウウオは成体になると水中に入らず土の中に入ってしまうため、雨水などで流されてしまうと証拠が残らないということがある。おそらく幼生や卵のうは見つけられるが、そこ（成体）の部分は扱いが難しいと思う。

委員：調査範囲を見ていると、付近の環境的にはオジロワシの巣もあるように思う。将来的に天然記念物であるオジロワシの生息状況等調査も入れてもらえればと感じた。現在、（本審議会の）報告はキタサンショウウオとタンチョウとなっているが、オオワシとオジロワシの生息域も含め、面的な生息状況の把握に努めていくべきではと感じている。

報告事項（５）タンチョウの生育状況及びタンチョウを取り巻く状況について（動物園）
--

動物園より、野生タンチョウの生息状況について大きな変動はないが、タンチョウの数が増えたことや生息域が広がっていることから全体数の把握が困難になっていることを報告し、給餌と越冬状況については、阿寒給餌場における最大飛来数は約171羽で増加傾向だが累計では大きな変化はなく、阿寒・音別地区どちらも給餌場を利用しない個体や積雪量に左右されることから、全体としての生息数に変化はないと報告した。

傷病タンチョウについては、令和5年度の収容数は45羽となり、令和2年以降増加傾向にあり、事故等が一因と考えられ、満床が続く収容できない状況が続いていることを説明した。

飼育個体は、今年度ヒナは2羽がふ化したが1羽が死亡し、高齢化が進む中、若い個体でのペア作成を進めているところで、高病原性鳥インフルエンザについては、環境省のマニュアルに従うような形で動物園のマニュアルを作成しており、環境省と協議をして対応の方針を定めて運用を始めていることを説明した。

その他、傷病タンチョウの保護収容施設等の整備や死体標本の有効活用に向けた体制の整備を国に対して要望していることを報告した。

委員：タンチョウ救護については釧路湿原野生生物保護センターも若干関わっており、動物園で収容ができない時に一時預かりとい

う形で治療している。その中で2例、安楽殺に踏み込んだ事例があった。苦渋の決断だが、回復の見込みがない個体に対し、苦痛の伴う飼育を継続する方が心苦しいと判断した初事例である。こうしたことは今後も続いていくと思うが、悪いことではない。何が起きているか把握するためには「入口」を止めてはいけないと考えていて、「出口」という部分で見込みのない傷病個体が溜まっていってしまうと厳しく、動物福祉の観点からも早期判断していくというのが転換期としてある。もちろん安楽殺に抵抗感のある方もいると思うが、治療を継続してもある意味行き先が分かっているところもあり、非常に苦悩の中でやっているのもので、あまり否定的な思いを抱かないでいただけたらと思う。

報告事項（6）マリモ生育地の状況と調査研究・普及啓発の取り組みについて（阿寒生涯学習課）

阿寒生涯学習課より、ドローンを使った水草の生育状況調査と潜水による大型マリモ集団の分布状況調査の結果、令和3年の強風により流出した水草は回復傾向が見られ、今年度の調査結果では流失前の状態に回復していることを報告した。

また、文化庁補助事業として、文化庁との協議の上、マリモおよび生育地の現況把握などを目的とした天然記念物緊急調査事業を今年度から開始したことと、今年度の調査結果について報告した。普及啓発について、令和5年に開設した公式インスタグラムを情報発信ツールとして紹介した。

委員：チュウルイ川の流れについて、自然の環境変動で起こっているものなのか。

事務局：河口変動は例年認められており、例えば阿寒湖は水位が変動するため、それによって流れが変わることがある。ただ、近年の変化は砂嘴の発達が非常に大きい。例年だと砂嘴は季節変化を起こして翌年には元通りになっていたが、そうならないまま異なる方向を向いている状況が散見されている。

委員：例えば夏場の豪雨などで山が一部崩落して土砂が流れ込んだとか、そういった現象が起きているということなのか。

事務局：ご指摘のとおりで、過去に大型台風が連続して襲来して豪雨と強風をもたらしたことがあり、その際に土砂が多量に流入したという話を地元の人から聞いている。ちょうど川の向きが逆向きになり始めたという時期と一致しており、土砂の流入の影響はかなりあると考えている。

委員：そうすると河口がある意味固定してしまっているのもので、従来の形に戻すなど、何か対策を考えなくてもいいのか。

事務局：河口の復旧はマリモの保全に必要であれば今後管理していくべきだと思うが、環境省の特別保護地区に相当する場所であることから、土地の改変には許可が必要。その改変には理由が必要のため、川の向きが変わることでマリモに影響があるのかをきちんと確かめた上で、それでも必要であるという判断になった時に手続きをとって管理していこうと考えている。

その他（１）アイヌの人々の遺骨及び副葬品について（博物館）

博物館より、令和５年度に行ったアイヌ遺骨等の返還申請の受付において申請のあった２団体について、募集期間中に反対意見がなかったことから返還対象団体として適切であるとの確認を行い、この２団体を地域返還団体として決定したことを報告した。また、両団体とは令和７年度中に返還することで合意し、詳細については継続協議中であることを報告した。

質疑等なし

■担当課係■

博物館博物館担当